

# 平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府 省 庁 名	財務省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>預金・債券等の利子所得や先物取引に係る雑所得については、金融商品間の損益通算に制限があるなど、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けて、以下の必要な税制上の措置を講ずるに当たっては、<u>国債</u>についても、同様の扱いとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金融商品間（上場株式、公募投資信託、預金、債券（<u>国債</u>を含む）、先物取引等）について損益通算の範囲を拡大すること</li> <li>2 公社債の利子所得と譲渡所得の損益通算を認めるなど、現行の債券税制の見直しを行うこと</li> <li>3 損益通算に当たっては、特定口座を最大限活用すること</li> </ol>			
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             地方税法附則 35 条の 2 の 6           </div>			
要望理由	<p>現行制度においては、金融商品間の損益通算に制限があるなど、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。</p> <p>このため、金融商品間（上場株式、公募投資信託、預金、債券（<u>国債</u>を含む）、先物取引等）の損益通算の範囲を拡大し、投資家がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが必要である。</p>			
減収見込額	（初年度）	5 7 9	（平年度）	5 7 9
				（単位：百万円）
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p style="text-align: right;">・ 融資、補助金その他</p>		
	22 年度の望	<p>・ 国税</p> <p>本件と同様の要望を行っている。</p> <p style="text-align: right;">・ 融資、補助金その他</p>		
過去の要望経緯	—			
本要望に対応する縮減案	—			